

## 在学中に修得した単位の大学又は短期大学による単位認定について

平成 26 年 9 月 1 日付け、文部科学省告示第 123 号及び第 124 号の施行により水産大学校（水産講習所を含む。）における学修で、大学又は短期大学が大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを、当該大学又は短期大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができることになりました。

なお、実施に際しては入学先の大学及び短期大学が教育の内容や水準等を勘案した上で単位の認定を行うこととされておりますので、詳細については当該大学又は短期大学にお問い合わせください。